

2002年9月6日

請 求 書 2

株式会社財界展望新社
編集長 永野敏行 様
Fax : 3294-5677

請求人 増田俊男
同 サンラ・ワールド株式会社
請求人ら代理人 弁護士 佐藤博史



拝復 貴殿の平成14年8月30日付書面（以下、貴回答書）を拝受しました。

すなわち、貴殿は、貴回答書で、当職の平成14年8月28日付書面に対し、「(貴社は、)増田氏の名誉回復の措置をすみやかに講じなければと考えており」とし、そのための謝罪広告を提案されました。

しかし、貴殿が提案された謝罪広告の内容では、増田氏の名誉回復は、なお不十分です。

すなわち、貴殿提案の謝罪広告の文面は、当職が、平成14年8月7日付書面で指摘した記事中、「増田氏はロスでネズミ講の支部長をやっていて逮捕され、一年ほど刑務所に入れられている」という部分についてのみ誤りを認め、謝罪するものです。

しかし、本件記事には、上記のほかにも、サンラ・ワールド社に関し、「この会社の集金力の秘訣は、巧妙にカモフラージュされた会員集めのシステムにある」、「サンラ・ワールドは・・・投資顧問事業部を開設した。実は、この投資顧問業が出資金集めの隠れ費になっているのだ」、「投資顧問業に許されるのは投資のアドバイスだけだ。実質支配下にある企業に対する投資を募り、高配当をうたうことは、出資法に違反する疑いもある」、「P G Iはゴルフ用地を取得してはいるものの、いまだに開発工事は行われていない」とするなど、増田氏らの名誉・信用を著しく毀損する部分が多岐にわたっています。

特に、本件記事の見出しにもあるように、本件記事は、増田氏らが「出資法違反」にあたる旨を大々的に指摘し、読者に対してもこの点を強く印象づけるものであり、この点に関する訂正・謝罪は、増田氏らの名誉・信用を回復するうえで、必要不可欠です。

そこで、当職は、貴社に対し、下記内容の謝罪広告を、下記の掲載要領で、「財界展望」11月号（10月1日発売）掲載するよう改めて請求します。

謝罪広告の掲載要領

- 1 掲載場所：奥付（最終ページ）
- 2 活字の大きさ：表題を 11 ポイント以上の太字、本文を 10 ポイント以上の太字を使用する。
- 3 掲載方法：横書きで、縦 7 センチメートル以上、横 10 センチメートル以上の太線枠で囲む。
- 4 文面：（表題）謝罪広告

（本文）本誌 2002 年 9 月号（通巻 568 号、平成 14 年 8 月 1 日発行）に掲載された『出資法違反も疑われる有名評論家増田俊男氏が集めた「40 億円』』と題する記事において、「サンラ・ワールド株式会社は出資法に違反する疑いもある」、「増田氏はロスでネズミ講の支部長をやっている逮捕され、一年ほど刑務所に入れられている」とするなど、貴殿らの名誉と信用を著しく毀損する記述をいたしました。これらの記述は全て誤りでした。

つきましては、貴殿らの社会的信用を損なう記述部分を抹消するとともに、貴殿ら及び関係者に多大のご迷惑をおかけしたことを心から謝罪します。

「財界展望」編集長 永野敏行

サンラ・ワールド株式会社 様
増田俊男 様

なお、貴回答書によれば、「（請求人らから）慰謝料の請求があったことに関して困惑しております」とのことです。

慰謝料の請求は、増田氏らの被った甚大な損害からすれば、当然の請求ですが、この点については、謝罪広告の内容に関する貴社の回答を待って、再考したいと考えています。

しかし、謝罪広告については、上記を最終提案とし、譲歩の余地はありませんので、その旨ご承知おきください。

なお、当職の平成 14 年 8 月 28 日付け請求書でもお伝えしたとおり、貴社が、誠實に応じられない場合は、請求人らは、貴社、貴殿及び執筆者に対し、断固として訴訟を提起する所存です。

以上の次第ですので、貴社の回答を、平成 14 年 9 月 9 日までに書面でご回答下さい（ファクシミリ送信で結構です）。

まずは、用件のみにて失礼します。

敬具